

【75 例目】宮城県（大河原町）における
豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和3年12月13日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下の通り。

（１）農場の概況

- ① 当該農場は、山裾に位置する離乳・肥育農場（離乳育成豚舎1棟、肥育豚舎2棟）で、裏手には小高い山の斜面が迫っており、周辺には人家や田畑が存在した。
- ② 農場周囲では野生イノシシの生息が確認されており、本年11月には、農場から約1.1km及び2.9km離れた地点で野生イノシシの感染が確認されていた。
- ③ 系列の繁殖農場が近くにあり、そこから早期離乳した子豚を導入しているが、飼養管理者は異なっている。また当該農場で育成された豚は、同農場内の肥育豚舎に加えて、系列の肥育農場2戸にも移動しているが、基本的に飼養管理者は異なっている。当該農場と系列肥育農場は、系列繁殖農場内のたい肥処理施設と往来する運搬車両を共用しているが、各農場に出入りする際には車両消毒を実施しているとのこと。

（２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員は衛生管理区域外に駐車し、徒歩で事務所まで移動し、踏込み消毒を行った上で、事務所に入室する。農場の外周にはフェンスが敷設されており、車両出入口は、夜間等無人になる際に柵を展開し、施錠している。車両が入場する際は、全方位型消毒ゲート及び動力噴霧器で荷台やタイヤ回りを消毒する。ただし、フロアマットの消毒等はしていないとのこと。
- ② 従業員や豚舎に入る来場者（獣医師等）は、事務所から連なる区画で、シャワーインを実施し、農場敷地内用の長靴、農場内作業着への更衣、手指消毒、ゴム手袋・軍手の着用を行っている。また、農場を出るときはシャワーアウトを実施している。
- ③ 肥育舎と離乳舎の従業員は分かれており、肥育舎は2名、離乳舎は3名で管理を行っている。なお、肥育舎の2名は、必要に応じて、系列の肥育農場の作業にも従事することがあるが、農場での入退場毎にシャワーや消毒、更衣等を行っていたとのこと。
- ④ 肥育舎に入る際は、踏込み消毒を行った上で前室に入室し、前室にて手指消毒を実施して、高さがある履き替え場所で、肥育舎内専用長靴に交換していた。
- ⑤ 離乳舎に入る際には、踏込み消毒を行い、専用スペースにて、手指消毒を実施し、専用長靴への交換、専用作業着への更衣を行っていた。なお、離乳舎に再度入る際には、その都度、事務所でシャワーを浴びていたとのこと。
- ⑥ 飼料業者、離乳豚の導入や肥育豚の出荷に用いる車両の運転手は、来場者台帳に記入し、場内専用長靴への交換、手指消毒を実施していた。運転手が豚舎に入ることはなかった。
- ⑦ 場内で離乳育成舎から肥育舎へ豚を移動させる時は、アスファルト舗装された通路を洗浄・消毒を実施した上で、豚を歩かせていたとのこと。また、系列肥育農場に移動させる場合には、離乳舎に車両を横付けして豚を載せていたとのこと。なお、肥育舎からの出荷時は、出荷専用の通路を歩かせて、車両に載せていたとのこと。
- ⑧ 離乳舎及び肥育舎ともパイプラインでの自動給餌であったが、離乳直後の豚に与える飼料は建物内に保管してある給餌車で手給餌していたとのこと。

- ⑨ 飼養豚には塩素消毒した井戸水を給与していた。
- ⑩ 豚舎はスノコ床構造で、スノコ下の糞尿は自動で掻き出され、固液分離され、場内の集積場に集められていた。集めた生糞は、系列繁殖農場内のたい肥処理施設由来の戻したい肥を加えて水分調整をした上で、当該たい肥処理施設に運搬しているとのこと。原尿はタンクに集積し、同様に系列繁殖農場内に設置された污水处理装置に運搬していた。
- ⑪ 死亡豚は、場内の死亡豚置き場に集めておき、定期的に化製場に運搬しているとのこと。当該置き場には防鳥ネットが敷設しており、死亡豚の上にはシートがかけられていた。なお、化製場への運搬車両は場内に入らず、従業員が死亡豚をローダーで場外に運び出すとのこと。

(3) 野生動物関係

- ① 農場の全周が金属製フェンスで囲まれており破損はなかったが、隣接する山の斜面でイノシシの掘り返し跡や獣道を確認することがあるとのこと。調査当日も、隣接する従業員用駐車場にてイノシシのものと思われる掘り返し跡を確認した。
- ② 農場に隣接した休耕田等で生きたイノシシを目撃することがあるとのこと。また場外で猫を見かけることはあるとのこと。場内ではスズメ、カラス、ハト等の野鳥を見かけることがあるとのこと。
- ③ 離乳舎はウインドレス、肥育舎は開放豚舎で、開放豚舎の側面は防鳥ネットとロールカーテンが設置されていた。飼養管理者によれば豚舎内でネズミを確認することがあり、肥育舎には自ら殺鼠剤を設置し、離乳舎は専用業者に駆除を依頼しているとのこと。調査時、豚舎内でネズミ類のものと思われるかじり痕や糞便を確認した。

(4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では、離乳豚舎で44～50日齢の育成豚に専属獣医師が豚熱ワクチンを接種していたとのこと。当該獣医師は、毎週ワクチン接種に来場するほか、定期的にコンサルのために来場していたとのこと。
- ② 本年11月18日に、離乳舎の約60日齢の子豚2頭にチアノーゼを認めたが、専属獣医師に相談の上経過観察としていた。その後数日経過しても同様の症状を呈する豚が増えなかったことから、26日に当該豚舎の一部の子豚を同農場内の肥育舎に移動させ、残りは、12月3日に系列の肥育農場1戸に移動させたとのこと。12月10日、上述の異常子豚がいた豚房の豚の移動先である農場内肥育舎において、チアノーゼ等の症状を呈する豚が確認されたため、飼養管理者が専属獣医師からの指示を受けて家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 調査時に残っていた豚については、いずれの豚舎においても豚熱の症状を呈する豚は確認できなかった。飼養管理者によれば、患畜を確認した豚舎において症状を呈する豚や死亡豚が短期間に急に増えたということはないとのこと。

(以上)